

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-11
許認可等の種類	火薬類製造施設又は火薬庫の保安検査			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第35条第1項			
許認可等の概要	製造業者又は火薬庫所有者は、毎年定期に行う保安検査を受けなければならない。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任) 地域振興局長			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。 2 通達に示された基準による。 <ol style="list-style-type: none"> (1)火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について (昭和30年9月2日付30軽局第1544号) (2)火薬類取締法の改正について(昭和36年3月6日付36軽第560号) (3)煙火火薬庫等に設置する防爆壁等の基準について(昭和35年4月22日付35軽局第392号) (4)火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和41年6月10日付41化局第63号) (5)火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和49年3月2日付49立局第158号) 3 盗難防止設備基準(平成2年11月8日通産省制定) 4 移動式2級火薬庫の構造基準(平成2年11月8日通産省制定) 			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日(処分庁15日)			
期間の制定根拠	過去の実績			